

現職教育資料

^ はじめに 1
 第 1 保健室を訪れる児童生徒の実態 1
 442 2 養護教諭の行う相談活動の在り方 2
 号 3 心の健康問題を解決するための連携の在り方 3
 v おわりに 4

保健室における効果的な相談活動

はじめに

学齢期は、生涯を通じた健康づくりを自立的に進めていくライフステージの第一段階である。

その子供たちを支援する学校の保健室は、積極的な健康観のもと、ヘルスプロモーション(自らの健康をコントロールし、改善することができるようになるプロセス)の考え方を基軸とした、児童生徒の健康づくりを推進しなければならない。

しかしながら、最近の児童生徒については、運動不足、食生活の偏り、生活時間の夜型傾向などの生活様式の変化が見られるとともに、肥満傾向やアレルギー疾患の増加、視力低下の進行、体力・運動能力の低下等、生活習慣に関連した健康問題が多くなっている。

加えて、社会環境や家庭環境が絡み合い、ストレスや不安感を背景に、薬物乱用や性の逸脱行動、登校拒否(保健室登校)等といった現象が見られる中、体の小さな不調を訴えて保健室を訪れる児童生徒も増加する等、心の健康にかかわる問題の深刻化も指摘されている。

こうした今日的な児童生徒の心の健康の課題についての的確に対応し、児童生徒が健康で充実した生活を送る事ができるように、次のことについて検討してみたいと思う。

第一に本県の保健室を訪れる児童生徒の実態について。第二に、養護教諭の行なう相談活動の在り方について。最後に、心の健康問題を解決するための連携の在り方について。

1 保健室を訪れる児童生徒の実態

保健室を訪れる児童生徒の中には、身体のみでなく、心の悩みなどの相談を持って訪れるものの数も多くなっている。

また、表面的には身体の症状を持つ児童生徒の中には、心の問題を併せ持っていることが多くある事も指摘されている。児童生徒が困った時、悩みのあるとき、相談の窓口として利用できる保健室の存在は大きく、このような児童生徒に対応する養護教諭の役割は極めて重要となっている。

また、保健室の相談活動を充実するためには、保健室を訪れる児童生徒の実態を十分に把握する事が大切である。

児童・生徒の保健室利用の実態調査結果
平成9年4月～平成10年1月末日までの、保健室登校の有無及び実人数 ()内は%

	有 (%)	実人数		計 (人)	無 (%)
		男子(人)	女子(人)		
小学校	92(20.7)	61(0.09)	87(0.13)	148(0.11)	353(79.3)
中学校	109(62.3)	127(0.33)	269(0.73)	396(0.52)	66(37.7)
高等学校(全)	22(32.4)	13(0.05)	31(0.12)	44(0.08)	46(67.6)
高等学校(定)	2(18.2)	0(0)	5(1.44)	5(0.49)	9(81.8)
特殊教育諸学校	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	14(100)
合計	225(31.6)	201(0.15)	392(0.30)	593(0.22)	488(68.4)

平成9年4月～平成10年1月末日までに、養護教諭が係わり、心の問題のために継続支援した事例の有無及び実人数 ()内は%

	有 (%)	実人数		計 (人)	無 (%)
		男子(人)	女子(人)		
小学校	256(57.5)	423(0.6)	736(1.1)	1159(0.9)	189(42.5)
中学校	153(87.4)	641(1.7)	1115(3.0)	1756(2.3)	22(12.6)
高等学校(全)	61(89.7)	316(1.2)	568(2.2)	884(1.7)	7(10.3)
高等学校(定)	10(90.9)	10(1.5)	25(7.2)	35(3.4)	1(9.1)
特殊教育諸学校	3(21.4)	4(0.4)	5(0.8)	9(0.5)	11(78.6)
合計	483(67.7)	1394(1.0)	2449(1.9)	3843(1.4)	230(32.2)

(平成10年1月 栃木県教育委員会調査から)

2 養護教諭の行なう相談活動の在り方

養護教諭の行なう相談活動は、養護教諭の職務と深く結びついていることを忘れてはならない。以下のとおり述べてみたい。

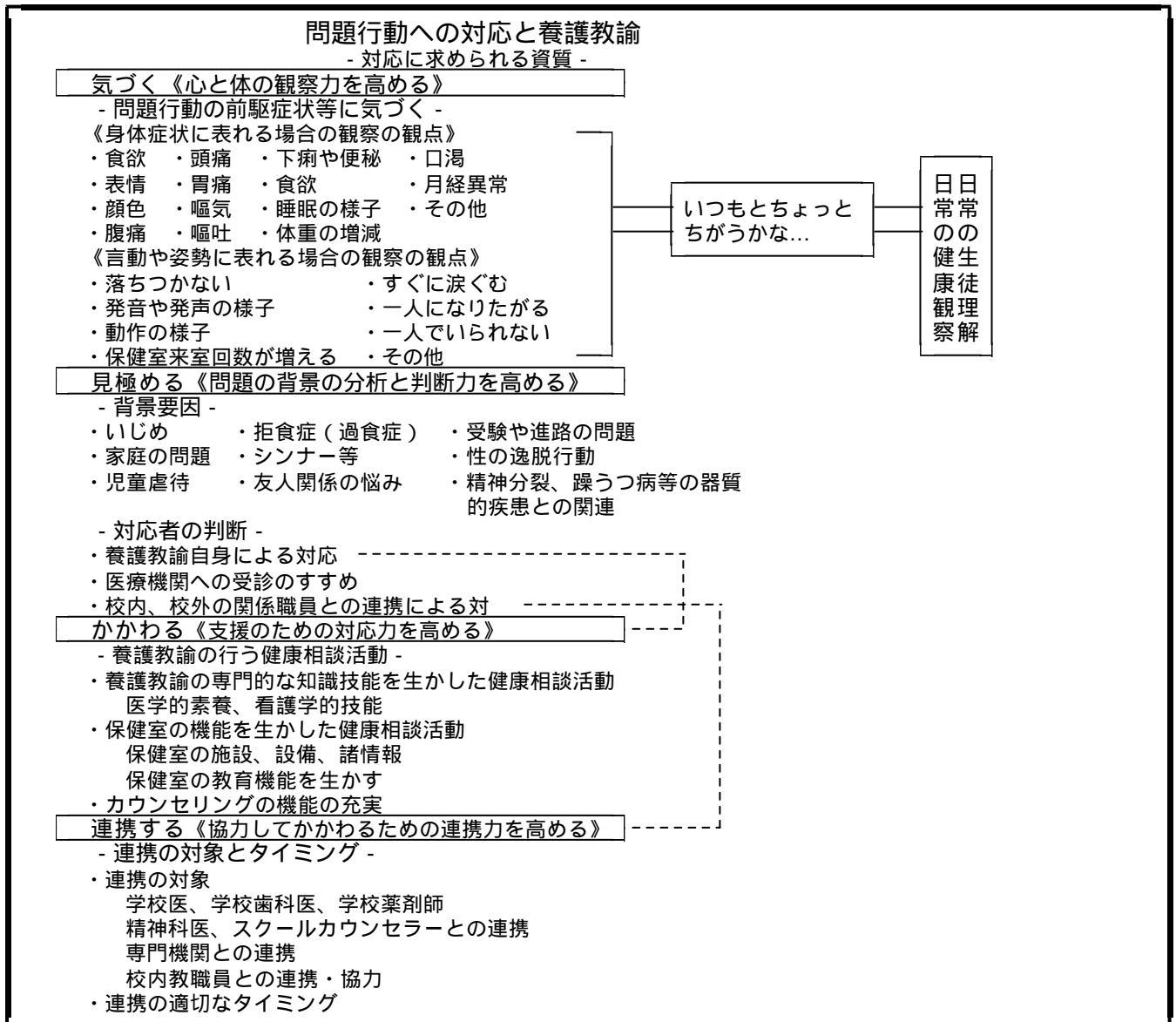
- ・ 保健室に顔を出さない児童生徒の健康問題を把握する。
- ・ 生徒指導部会や、生活指導の諸連絡から、児童生徒の健康問題を把握する。
- ・ 学級担任や保護者の相談から、心身の健康の問題を把握する。
- ・ 必要に応じ、関係職員を集めた連絡協議会等を開催したり、相談への介入や指導を行なう。

- (1) 応急手当ての中で児童生徒のサインを把握する。
- ・ 身体への対応をしながら、同時に心理的・情緒的問題を観察・把握し相談に対応する。
 - ・ 資料、情報を収集し、経過を支援する。
 - ・ 児童生徒の示すサインに敏感に対応する。
 - ・ 学級担任、校長等校内の関係者、保護者、専門機関との連携を密にして支援する。

- (3) 健康教育
- (1)、(2)の中で把握した対象集団の「心の健康」に対して、どんな健康教育が必要か具体的に検討し、立案、実施、評価していく。

- (2) 集団の健康管理の健康観察等から、児童生徒の問題発見に努める。

- (4) 人間形成の教育
- (1)、(2)、(3)の活動を通して養護教諭は、一人一人の児童生徒の成長を図る教育的機能を果たす。



3 心の健康問題を解決するための連携の在り方

児童生徒の持つ多様化した心の問題を解決するためには、問題の内容によってそれぞれの専門的な見地からの判断が必要となってくる。ここに、校外連携の意義がある。これには、以下3つの利点がある。

- (1) 問題の理解の広がり
- (2) 対応が多様化
- (3) 一人一人の教諭にかかる負担の減少

連携の方法については以下のようになっている。
 (1) 連携をとって、適切な情報を収集し、担任や養護教諭が児童生徒に対応する方法
 (2) 連携を取ってそれぞれの専門家や専門機関等と分担し、協力しながら対応する方法

連携にとって大切な事は次のようになる
 (1) 役割のチェック（例：校長・担仕・養護教諭等の役割）
 (2) できること、できないことの区別
 (3) 専門家の役割の理解
 (4) 地域社会へ期待できる部分の把握

児童生徒の行動と連携先の関係機関についての例

本資料は、問題行動に関し、各学校が事態の状況や質等を把握し、関係機関との連携を検討していく際の参考資料として示したものであり、問題行動を分類して各事項ごとに連携する関係機関を特定するという趣旨のものではない。問題行動の予防と対処について、学校は、本資料も参考にしながら、地域の実情等に応じ、関係機関との連携を適切に進めることが望まれる。

区分	問題行動の状況等	主な関係機関
	日常生活における行動から将来的に問題行動が懸念される場合	・教育相談所等 ・少年補導センター ・家庭児童相談室 ・精神保健福祉センター ・児童相談所 ・少年鑑別所（相談室） ・警察
いじめ	冷やかしのからかい、無視等の行為のいじめの状態とされる場合 暴力、脅し等の犯罪的行為やいじめの継続など、将来の危険が予見される場合 集団暴行、恐喝等の犯罪行為で、他者に重大な危害を与えた場合	・教育相談所等 ・少年補導センター ・児童相談所 ・少年鑑別所（相談室） ・警察
暴力	他者（器物等を含む）への暴力などが継続的でなく、将来の危険性が低い場合 他者（器物等を含む）への暴力などが継続的で、将来の危険が予見される場合 他者（器物等を含む）への暴力などで、重大な危害（損害）を与えた場合	・教育相談所等 ・少年補導センター ・児童相談所 ・少年鑑別所（相談室） ・警察
盗み	学校の器物、他の児童生徒の物品等の窃盗が継続的でない場合 学校の器物、他の児童生徒の物品等の窃盗が継続的な場合 学校の器物、他の児童生徒の物品等の窃盗が大規模で被害が広範囲な場合	・教育相談所等 ・少年補導センター ・児童相談所 ・少年鑑別所（相談室） ・警察
性非行	不純異性交遊など不良行為 売春、淫行などく犯行為 強制わいせつ等の性犯罪行為	・教育相談所等 ・少年補導センター ・児童相談所 ・少年鑑別所（相談室） ・警察
薬物乱用	飲酒や喫煙等 覚せい剤、シンナー・トルエン等の薬物乱用の疑いのある場合 覚せい剤の使用・所持・シンナー等有機溶剤の吸引等の行為	・教育相談所等 ・少年補導センター ・精神保健福祉センター ・児童相談所 ・少年鑑別所（相談室） ・警察

- 1 地域の民生・児童委員、子どもの人権専門委員等との連携も必要
- 2 問題行動を起こした児童生徒が警察等から家庭裁判所へ送致された場合は、学校は当該家庭裁判所と連携を図ることが必要
- 3 問題行動を起こした児童生徒が病院等医療機関での診断・治療を受けることとなった場合は、学校は当該医療機関と連携を図ることが必要

（文部省児童生徒の問題行動に関する調査研究協力者会議資料からの抜粋）

中学校の緊急対応体制の例

問題行動が発生した場合、その種類、事態の程度、状況等に応じ、校長の判断により、校内の対応体制を整え、教職員が一致協力して対応に当たる。

この場合、対応体制としては以下のような機能が必要になると考えられるが、校長は、その状況等に応じ、適宜、必要な機能を起動させるとともに、各機能に従事する教職員の配置、担うべき義務についても、事態に応じその都度明確にすることが望ましい。

校長 (教頭)	事態への明確な対応方針を決定し、校内の指揮に当たるとともに、教育委員会に事実関係等の報告を行う。また、関係機関、PTA、マスコミ等との対外折衝を行う。
総括的機能	校長、教頭、生徒指導主事、学年主任のほか、校長の指名する教職員で担当。事態の收拾を図るべく、全ての情報を収集・管理し、その状況を分析するとともに、対応方針の検討を行う。校長による対応方針の決定後は、その決定を踏まえ、各機能に従事する教職員の指揮に当たる。
生徒指導主事	各機能に従事する教職員に対し、助言を行う。また、校外からの連絡の窓口となり、その内容を校長に報告するほか、校長の指示の下、事務的な対外折衝や広報対応を行う。
事実把握・関係者対応機能	(関係する生徒の担任教員が中心となって担当。)事実関係の把握を行い、速やかに校長等(総括的機能担当者)に報告する。また、関係する生徒の家庭に速やかに事実関係の連絡を行うとともに、事態の程度、状況等によっては保護者と会って、事実関係の説明を行う。
生徒対応機能	他の生徒に状況についての的確な説明等を行うとともに、その動揺を防ぐため、全校集会の開催などの措置を企画する。
保護者対応機能	在校生の保護者に対し事態の事実関係、学校の対応等を説明するため、保護者集会の開催などの措置を企画する。なお、PTAとも適宜連携を図る。
養護教諭又は保健主事	他の生徒の心の動揺を受け止め、メンタルケアに従事する。相談に来た生徒の担任教員やスクールカウンセラー等とは絶えず連携を図る。
スクールカウンセラー又は学校医等	関係する生徒に対するカウンセリングを実施するとともに、問題行動の事態の程度等やそれを踏まえた対応方針、連携すべき関係機関等について教職員や保護者に対し専門的な助言を行う。

養護教諭は、入室する生徒の相談の内容を、次の点から判断して対応していく。

- 子供の抱える相談の種類を見分ける。
 - 一過性の情緒不安定なのか
 - 不適応なのか
 - 疾病なのか
- 子供の抱える相談の緊急度を見分ける。
 - 即刻危機介入的面接が必要なのか
 - 専門機関紹介が必要なのか
 - 経過観察の段階なのか
- 子供の状態
 - 発達状況
 - 問題への理解力、対処力の有無
 - エネルギーの有無
- 子供を取り巻く周囲の状況の把握と改善
 - 担任、保護者、友人等との関係

器質的な疾患を見逃さないように相談にあたり、子供を示す危機のサインに敏感に対応しなければならない。また、養護教諭のできる範囲・限界を知り、学校全体で対応する方向に働きかけることも忘れてはならない。

「文部省児童生徒の問題行動に関する調査研究協力者会議資料から抜粋」

おわりに

養護教諭の行なう相談活動については、保健室が単独で対応しているところが、まだ多くあるようだ。しかしながら、児童生徒の心の健康問題に適切に対応するためには、児童生徒一人一人の考え方や気持ちを的確に捕らえ、ケースに応じてそれぞれの役割が果たせるような体制作りを、校長のリーダーシップの下、教育相談主任を核としてすすめる必要がある。

そして、ゆとりある環境の中で、「生きる力」を育ていけるような心の教育へと発展させていくことが重要である。

今後、保健室は、心の健康問題を持った児童生徒への対応にとどまらず、問題の発生を日頃から念頭において、発生する前に解決していくような、積極的な取り組みが期待されている。

ティータイム 題名 『セピア色の写真』

チェロ。ピオロン・セロともいう。何とも慈悲深い音である。私は特に低立2本の奏でる音が好きだ。その音色はどこまでも豊かで深く優しく、しかし、時には厳しさ、逞しさ勇魂さをも表現する懐の広さをもっている。あたかもあこがれの父親像を音で表現しているかのようだ。

この音を聴いていると、子どもの頃の古の記憶の奥にある、父親のあぐらの上にちょこんと座り、膝の大きさや温かさ、安心とやすらぎを体中で感じたあの何ともいえない感覚がよみがえってくる。

今、棚の写真を手にはしている。セピア色は、祖父20代若かりし頃のチェロを弾く写真だ。構えを見るに、独身時代の趣味の域。この頃、ここ足尾銅山はかなりの活況を見せ人口3万人程度でありながら、小オーケストラを三つも擁したという。

最近、無性にこのチェロを弾いてみたいと強く願うようになった。こんなことなら祖父に教わっておけばと思うが生前演奏はあろうか、なぜか一度も音楽の話をしなかったのが、今もって不思議である。